

議案第113号

さいたま市大崎むつみの里条例等の一部を改正する条例の制定について
さいたま市大崎むつみの里条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年6月11日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市大崎むつみの里条例等の一部を改正する条例

(さいたま市大崎むつみの里条例の一部改正)

第1条 さいたま市大崎むつみの里条例(平成19年さいたま市条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 障害福祉サービス(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。))第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいう。以下同じ。)及び相談支援(法第5条第16項に規定する相談支援をいう。以下同じ。)を行う施設として、並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第43条に規定する児童発達支援センターとして、さいたま市大崎むつみの里(以下「むつみの里」という。)をさいたま市緑区大字大崎37番地1に設置する。</p> <p>(業務)</p> <p>第2条 むつみの里は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>次に掲げる相談支援に関すること。</u></p> <p>ア <u>基本相談支援</u></p> <p>イ <u>計画相談支援</u></p> <p>(3) <u>次に掲げる障害児通所支援(児童福祉法第6</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 障害福祉サービス(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。))第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいう。以下同じ。) <u>、相談支援(法第5条第16項に規定する相談支援をいう。以下同じ。)</u>及び<u>地域生活支援事業(法第77条第1項第3号に規定する地域生活支援事業をいう。以下同じ。)</u>を行う施設として、並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第43条に規定する児童発達支援センターとして、さいたま市大崎むつみの里(以下「むつみの里」という。)をさいたま市緑区大字大崎37番地1に設置する。</p> <p>(業務)</p> <p>第2条 むつみの里は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>相談支援</u></p> <p>(3) <u>地域生活支援事業</u></p> <p>(4) <u>次に掲げる障害児通所支援(児童福祉法第6</u></p>

条の2第1項に規定する障害児通所支援をいう。第4条第3項において同じ。)に関する事

ア・イ [略]

(4) 障害児相談支援(児童福祉法第6条の2第6項に規定する障害児相談支援をいう。第4条第4項において同じ。)

(5) [略]

(利用者の資格)

第4条 [略]

2 [略]

3 [略]

4 [略]

(利用料金)

第5条 [略]

2 児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援を受けた保護者(前条第3項第3号に該当する児童の保護者を除く。)は、当該指定通所支援について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額及び同法第21条の5の3第1項に規定する通所特定費用を、利用料金として、指定管理者に納付しなければならない。

(1) 前条第3項第1号に該当する児童の保護者
児童福祉法第21条の5の3第2項第2号に掲げる額

(2) 前条第3項第2号に該当する児童の保護者
児童福祉法第21条の5の4第3項第1号に掲げる額

3 [略]

条の2第1項に規定する障害児通所支援をいう。第4条第4項において同じ。)に関する事

ア・イ [略]

(5) 障害児相談支援(児童福祉法第6条の2第6項に規定する障害児相談支援をいう。第4条第5項において同じ。)

(6) [略]

(利用者の資格)

第4条 [略]

2 [略]

3 地域生活支援事業を利用できる者は、次に掲げる者とする。

(1) 障害者及びその介護者

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が認める者

4 [略]

5 [略]

(利用料金)

第5条 [略]

2 児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援を受けた保護者(前条第4項第3号に該当する児童の保護者を除く。)は、当該指定通所支援について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額及び同法第21条の5の3第1項に規定する通所特定費用を、利用料金として、指定管理者に納付しなければならない。

(1) 前条第4項第1号に該当する児童の保護者
児童福祉法第21条の5の3第2項第2号に掲げる額

(2) 前条第4項第2号に該当する児童の保護者
児童福祉法第21条の5の4第3項第1号に掲げる額

3 [略]

(さいたま市障害者福祉施設春光園条例の一部改正)

第2条 さいたま市障害者福祉施設春光園条例(平成13年さいたま市条例第161号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス及び相談支援（<u>法第5条第16項に規定する相談支援をいう。以下同じ。</u>）並びに<u>障害児相談支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第6項に規定する障害児相談支援をいう。以下同じ。）</u>を行う施設として、さいたま市障害者福祉施設春光園（以下「春光園」という。）を設置する。</p> <p>(業務)</p> <p>第3条 けやき及びうえみず（以下「けやき等」という。）は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>次に掲げる相談支援に関すること。</u></p> <p>ア <u>基本相談支援</u></p> <p>イ <u>計画相談支援</u></p> <p>(4) <u>障害児相談支援に関すること。</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、けやき等の設置目的を達成するために必要な事項に関すること。</u></p> <p>(利用者の資格)</p> <p>第5条 <u>生活介護及び自立訓練</u>を利用できる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p><u>2 相談支援を利用できる者は、法第5条第17項に規定する厚生労働省令で定める便宜を受けようとする者、法第51条の5第1項の規定による地域相談支援給付決定を受けた者及び法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等とする。</u></p> <p><u>3 障害児相談支援を利用できる者は、児童福祉法第24条の2第1項に規定する障害児相談支援対象保護者とする。</u></p> <p>(利用料金)</p> <p>第6条 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスを受けた者（<u>前条第1項第3号又は第4号に該当する者を除く。</u>）は、当該指定障害福祉サービスについて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額及び同項に規定する特定費用を、けやき等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）として、指定管理者（第9条第1項に規定する指定管理者をいう。次項及び第8条において同じ。）に納付しなければならない。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う施設として、さいたま市障害者福祉施設春光園（以下「春光園」という。）を設置する。</p> <p>(業務)</p> <p>第3条 けやき及びうえみず（以下「けやき等」という。）は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、けやき等の設置目的を達成するために必要な事項に関すること。</u></p> <p>(利用者の資格)</p> <p>第5条 <u>けやき等</u>を利用できる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(利用料金)</p> <p>第6条 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスを受けた者（<u>前条第3号又は第4号に該当する者を除く。</u>）は、当該指定障害福祉サービスについて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額及び同項に規定する特定費用を、けやき等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）として、指定管理者（第9条第1項に規定する指定管理者をいう。次項及び第8条において同じ。）に納付しなければならない。</p>

(1) 前条第1項第1号に該当する者 法第29条第3項第2号に掲げる額	(1) 前条第1号に該当する者 法第29条第3項第2号に掲げる額
(2) 前条第1項第2号に該当する者 法第30条第3項第1号に掲げる額	(2) 前条第2号に該当する者 法第30条第3項第1号に掲げる額
2 [略]	2 [略]

(さいたま市槻の木条例の一部改正)

第3条 さいたま市槻の木条例（平成17年さいたま市条例第74号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス及び相談支援（<u>法第5条第16項に規定する相談支援をいう。以下同じ。</u>）並びに<u>障害児相談支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第6項に規定する障害児相談支援をいう。以下同じ。）</u>を行う施設として、さいたま市槻の木を設置する。</p> <p>(業務)</p> <p>第3条 さいたま市槻の木は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) 次に掲げる相談支援に関すること。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">ア 基本相談支援</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 計画相談支援</p> <p><u>(5) 障害児相談支援に関すること。</u></p> <p><u>(6) 前各号に掲げるもののほか、さいたま市槻の木の設置目的を達成するために必要な事項に関すること。</u></p> <p>(利用者の資格)</p> <p>第5条 <u>生活介護、就労移行支援及び就労継続支援</u>を利用できる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う施設として、さいたま市槻の木を設置する。</p> <p>(業務)</p> <p>第3条 さいたま市槻の木は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) 前3号に掲げるもののほか、さいたま市槻の木の設置目的を達成するために必要な事項に関すること。</u></p> <p>(利用者の資格)</p> <p>第5条 <u>さいたま市槻の木</u>を利用できる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>

<p>2 <u>相談支援を利用できる者は、法第5条第17項に規定する厚生労働省令で定める便宜を受けようとする者、法第51条の5第1項の規定による地域相談支援給付決定を受けた者及び法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等とする。</u></p> <p>3 <u>障害児相談支援を利用できる者は、児童福祉法第24条の26第1項に規定する障害児相談支援対象保護者とする。</u></p> <p>(利用料金)</p> <p>第6条 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスを受けた者（<u>前条第1項第3号又は第4号に該当する者を除く。</u>）は、当該指定障害福祉サービスについて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額及び同項に規定する特定費用を、さいたま市槻の木の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）として、指定管理者（第9条第1項に規定する指定管理者をいう。次項及び第8条において同じ。）に納付しなければならない。</p> <p>(1) <u>前条第1項第1号に該当する者</u> 法第29条第3項第2号に掲げる額</p> <p>(2) <u>前条第1項第2号に該当する者</u> 法第30条第3項第1号に掲げる額</p> <p>2 [略]</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第6条 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスを受けた者（<u>前条第3号又は第4号に該当する者を除く。</u>）は、当該指定障害福祉サービスについて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額及び同項に規定する特定費用を、さいたま市槻の木の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）として、指定管理者（第9条第1項に規定する指定管理者をいう。次項及び第8条において同じ。）に納付しなければならない。</p> <p>(1) <u>前条第1号に該当する者</u> 法第29条第3項第2号に掲げる額</p> <p>(2) <u>前条第2号に該当する者</u> 法第30条第3項第1号に掲げる額</p> <p>2 [略]</p>
--	--

(さいたま市日進職業センター条例の一部改正)

第4条 さいたま市日進職業センター条例（平成13年さいたま市条例第162号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス及び相談支援（<u>法第5条第16項に規定する相談支援をいう。以下同じ。</u>）並びに</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う施設として、さいたま市日進職業センター（以下「センター」という。）を</p>

障害児相談支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第6項に規定する障害児相談支援をいう。以下同じ。）を行う施設として、さいたま市日進職業センター（以下「センター」という。）をさいたま市北区日進町3丁目151番地に設置する。

（業務）

第2条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1)・(2) [略]
- (3) 次に掲げる相談支援に関すること。
 - ア 基本相談支援
 - イ 計画相談支援
- (4) 障害児相談支援に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの設置の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（利用者の資格）

第4条 就労移行支援及び就労継続支援を利用できる者は、次に掲げる者とする。

- (1)～(4) [略]
- 2 相談支援を利用できる者は、法第5条第17項に規定する厚生労働省令で定める便宜を受けようとする者、法第51条の5第1項の規定による地域相談支援給付決定を受けた者及び法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等とする。
- 3 障害児相談支援を利用できる者は、児童福祉法第24条の2第1項に規定する障害児相談支援対象保護者とする。

（利用料金）

第5条 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスを受けた者（前条第1項第3号又は第4号に該当する者を除く。）は、当該指定障害福祉サービスについて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額及び同項に規定する特定費用を、センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）として、指定管理者（第8条第1項に規定する指定管理者をいう。次項及び第7条において同じ。）に納付しなければならない。

- (1) 前条第1項第1号に該当する者 法第29条第3項第2号に掲げる額
- (2) 前条第1項第2号に該当する者 法第30条第3項第1号に掲げる額

2 [略]

さいたま市北区日進町3丁目151番地に設置する。

（業務）

第2条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1)・(2) [略]
- (3) 前2号に掲げるもののほか、センターの設置の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（利用者の資格）

第4条 センターを利用できる者は、次に掲げる者とする。

- (1)～(4) [略]

（利用料金）

第5条 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスを受けた者（前条第3号又は第4号に該当する者を除く。）は、当該指定障害福祉サービスについて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額及び同項に規定する特定費用を、センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）として、指定管理者（第8条第1項に規定する指定管理者をいう。次項及び第7条において同じ。）に納付しなければならない。

- (1) 前条第1号に該当する者 法第29条第3項第2号に掲げる額
- (2) 前条第2号に該当する者 法第30条第3項第1号に掲げる額

2 [略]

（さいたま市かやの木条例の一部改正）

第5条 さいたま市かやの木条例（平成13年さいたま市条例第163号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス及び相談支援（<u>法第5条第16項に規定する相談支援をいう。以下同じ。</u>）並びに<u>障害児相談支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第6項に規定する障害児相談支援をいう。以下同じ。）</u>を行う施設として、さいたま市かやの木（以下「かやの木」という。）をさいたま市中央区本町西1丁目6番3号に設置する。</p> <p>(業務)</p> <p>第2条 かやの木は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>次に掲げる相談支援に関すること。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">ア 基本相談支援</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 計画相談支援</p> <p>(5) <u>障害児相談支援に関すること。</u></p> <p>(6) <u>前各号に掲げるもののほか、かやの木の設置の目的を達成するために必要な事項に関すること。</u></p> <p>(利用者の資格)</p> <p>第4条 <u>生活介護、就労移行支援及び就労継続支援</u>を利用できる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>2 <u>相談支援を利用できる者は、法第5条第17項に規定する厚生労働省令で定める便宜を受けようとする者、法第51条の5第1項の規定による地域相談支援給付決定を受けた者及び法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等とする。</u></p> <p>3 <u>障害児相談支援を利用できる者は、児童福祉法</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う施設として、さいたま市かやの木（以下「かやの木」という。）をさいたま市中央区本町西1丁目6番3号に設置する。</p> <p>(業務)</p> <p>第2条 かやの木は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、かやの木の設置の目的を達成するために必要な事項に関すること。</u></p> <p>(利用者の資格)</p> <p>第4条 <u>かやの木</u>を利用できる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>

第24条の2第1項に規定する障害児相談支援対象保護者とする。

(利用料金)

第5条 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスを受けた者(前条第1項第3号又は第4号に該当する者を除く。)は、当該指定障害福祉サービスについて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額及び同項に規定する特定費用を、かやの木の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)として、指定管理者(第8条第1項に規定する指定管理者をいう。次項及び第7条において同じ。)に納付しなければならない。

- (1) 前条第1項第1号に該当する者 法第29条第3項第2号に掲げる額
- (2) 前条第1項第2号に該当する者 法第30条第3項第1号に掲げる額

2 [略]

(利用料金)

第5条 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスを受けた者(前条第3号又は第4号に該当する者を除く。)は、当該指定障害福祉サービスについて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額及び同項に規定する特定費用を、かやの木の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)として、指定管理者(第8条第1項に規定する指定管理者をいう。次項及び第7条において同じ。)に納付しなければならない。

- (1) 前条第1号に該当する者 法第29条第3項第2号に掲げる額
- (2) 前条第2号に該当する者 法第30条第3項第1号に掲げる額

2 [略]

(さいたま市みずき園条例の一部改正)

第6条 さいたま市みずき園条例(平成13年さいたま市条例第164号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条第1項に規定する障害福祉サービス及び相談支援(法第5条第16項に規定する相談支援をいう。以下同じ。)並びに障害児相談支援(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2第6項に規定する障害児相談支援をいう。以下同じ。)を行う施設として、さいたま市みずき園(以下「園」という。)をさいたま市中央区大戸2丁目7番21号に設置する。</p> <p>(業務)</p> <p>第2条 園は、次に掲げる業務を行う。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う施設として、さいたま市みずき園(以下「園」という。)をさいたま市中央区大戸2丁目7番21号に設置する。</p> <p>(業務)</p> <p>第2条 園は、次に掲げる業務を行う。</p>

<p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>次に掲げる相談支援に関すること。</u></p> <p style="padding-left: 20px;">ア <u>基本相談支援</u></p> <p style="padding-left: 20px;">イ <u>計画相談支援</u></p> <p>(3) <u>障害児相談支援に関すること。</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、園の設置の目的を達成するために必要な事項に関すること。</u></p> <p style="padding-left: 20px;">(利用者の資格)</p> <p>第4条 <u>生活介護</u>を利用できる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>2 <u>相談支援</u>を利用できる者は、<u>法第5条第17項に規定する厚生労働省令で定める便宜を受けようとする者、法第51条の5第1項の規定による地域相談支援給付決定を受けた者及び法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等とする。</u></p> <p>3 <u>障害児相談支援</u>を利用できる者は、<u>児童福祉法第24条の2第1項に規定する障害児相談支援対象保護者とする。</u></p> <p style="padding-left: 20px;">(利用料金)</p> <p>第5条 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスを受けた者（<u>前条第1項第3号又は第4号に該当する者を除く。</u>）は、当該指定障害福祉サービスについて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額及び同項に規定する特定費用を、園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）として、指定管理者（第8条第1項に規定する指定管理者をいう。次項及び第7条において同じ。）に納付しなければならない。</p> <p>(1) <u>前条第1項第1号</u>に該当する者 法第29条第3項第2号に掲げる額</p> <p>(2) <u>前条第1項第2号</u>に該当する者 法第30条第3項第1号に掲げる額</p> <p>2 [略]</p>	<p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>前号に掲げるもののほか、園の設置の目的を達成するために必要な事項に関すること。</u></p> <p style="padding-left: 20px;">(利用者の資格)</p> <p>第4条 <u>園</u>を利用できる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p style="padding-left: 20px;">(利用料金)</p> <p>第5条 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスを受けた者（<u>前条第3号又は第4号に該当する者を除く。</u>）は、当該指定障害福祉サービスについて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額及び同項に規定する特定費用を、園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）として、指定管理者（第8条第1項に規定する指定管理者をいう。次項及び第7条において同じ。）に納付しなければならない。</p> <p>(1) <u>前条第1号</u>に該当する者 法第29条第3項第2号に掲げる額</p> <p>(2) <u>前条第2号</u>に該当する者 法第30条第3項第1号に掲げる額</p> <p>2 [略]</p>
---	--

（さいたま市大砂土障害者デイサービスセンター条例の一部改正）

第7条 さいたま市大砂土障害者デイサービスセンター条例（平成14年さいたま市条例第93号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス及び相談支援（法第5条第16項に規定する相談支援をいう。以下同じ。）並びに<u>障害児相談支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第6項に規定する障害児相談支援をいう。以下同じ。）</u>を行う施設として、さいたま市大砂土障害者デイサービスセンター（以下「センター」という。）をさいたま市北区本郷町17番地7に設置する。</p> <p>(業務)</p> <p>第2条 センターは、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(3) 次に掲げる相談支援に関すること。</u></p> <p>ア 基本相談支援</p> <p>イ 計画相談支援</p> <p><u>(4) 障害児相談支援に関すること。</u></p> <p><u>(5) 前各号に掲げるもののほか、センターの設置目的を達成するために必要な事項に関すること。</u></p> <p>(利用者の資格)</p> <p>第4条 <u>生活介護及び自立訓練</u>を利用できる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p><u>2 相談支援</u>を利用できる者は、法第5条第17項に規定する厚生労働省令で定める便宜を受けようとする者、法第51条の5第1項の規定による<u>地域相談支援給付決定</u>を受けた者及び法第51条の17第1項に規定する<u>計画相談支援対象障害者等</u>とする。</p> <p><u>3 障害児相談支援</u>を利用できる者は、児童福祉法第24条の2第1項に規定する<u>障害児相談支援対象保護者</u>とする。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第6条 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスを受けた者（<u>第4条第1項第3号</u>又は第4号に該当する者を除く。）は、当該指定障害福祉サービスについて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額及び同項に規定する特定費用を、センターの利用に係る料金（以下「<u>利用料金</u>」という。）として、指定管理者（第8条第</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う施設として、さいたま市大砂土障害者デイサービスセンター（以下「センター」という。）をさいたま市北区本郷町17番地7に設置する。</p> <p>(業務)</p> <p>第2条 センターは、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、センターの設置目的を達成するために必要な事項に関すること。</u></p> <p>(利用者の資格)</p> <p>第4条 <u>センター</u>を利用できる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(利用料金)</p> <p>第6条 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスを受けた者（<u>第4条第3号</u>又は第4号に該当する者を除く。）は、当該指定障害福祉サービスについて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額及び同項に規定する特定費用を、センターの利用に係る料金（以下「<u>利用料金</u>」という。）として、指定管理者（第8条第1項に規</p>

<p>1 項に規定する指定管理者をいう。次項及び次条において同じ。) に納付しなければならない。</p> <p>(1) <u>第4条第1項第1号</u>に該当する者 法第29条第3項第2号に掲げる額</p> <p>(2) <u>第4条第1項第2号</u>に該当する者 法第30条第3項第1号に掲げる額</p> <p>2 [略]</p>	<p>定する指定管理者をいう。次項及び次条において同じ。) に納付しなければならない。</p> <p>(1) <u>第4条第1号</u>に該当する者 法第29条第3項第2号に掲げる額</p> <p>(2) <u>第4条第2号</u>に該当する者 法第30条第3項第1号に掲げる額</p> <p>2 [略]</p>
---	--

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定（さいたま市大崎むつみの里条例第2条第2号の改正を除く。）は、公布の日から施行する。